

平成 31 年 2 月 14 日

加古川市長 岡 田 康 裕 様

加古川市廃棄物減量等推進審議会
会長 藤 原 健 史

加古川市におけるごみ減量について（提言）

加古川市においては、平成 30 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、平成 34 年度からの広域ごみ処理施設の稼働に向け、ごみの減量及び資源化の推進に係る様々な既存の施策に加えて、新たな施策を計画しておられます。

また、焼却処理量の削減については、これまでの取組が実を結び、今年度末には、目標である年間 71,553 トンを下回る見込みとなっています。

本審議会では、一般廃棄物処理基本計画の進捗状況をはじめ、市のごみの減量及び資源化の推進施策等について議論を重ねてまいりました。

このたび、審議の過程において提案された意見等を別紙のとおり取りまとめましたので、今後より一層、ごみ減量施策について検討され、取り組まれることを期待します。

加古川市では、住民や事業者の理解と協力を得ながら、粗大ごみの戸別有料収集や剪定枝の資源化事業の実施をはじめ、ごみ処理施設での適正排出指導業務など、様々な施策に取り組んでおられます。本審議会では、今後、市がさらなるごみの減量及び資源化を推進するうえで検討すべき施策について、以下のとおり提言します。

なお、自己搬入予約制度及び紙類搬入規制制度については、平成34年度より始まる広域でのごみ処理において、二市二町の自治体間での取り扱いに相違が生じないように、導入の可否について協議が必要であると考えます。

・ 自己搬入予約制度について

ごみ処理施設へのごみの自己搬入について、事前予約制度を導入することで、分別の適正化による不適物の排除や、混雑緩和による安全性の確保を図ることができると考えます。なお、ごみ減量の効果については、今後も調査と検討を継続する必要があると考えます。

・ 紙類搬入規制制度について

資源化可能な紙類がごみ処理施設に搬入されることを規制し、搬入者に対して適正な分別を指導することは、焼却処理量の削減、また、貴重な紙資源の循環を推進するうえで効果的であると考えますが、展開検査による指導や資源化センターの活用など、資源化へ誘導する施策を同時に行う必要があると考えます。

・ 指定ごみ袋制度について

ごみの減量を確実に見込める施策として、市がごみ袋の大きさや厚さ、印刷内容などの仕様を定める指定ごみ袋制度があります。

この制度の導入に当たっては、現在、市が推奨している45リットルの袋のほか、他市の事例を参考に、小さいサイズを仕様に加えることで、ごみの排出量を抑制しようとする効果が期待できます。また、ごみの減量や資源化を啓発する文言を印刷することも可能であり、焼却処理量の削減に有効であることから、長期的に継続して実施すべきと考えます。

なお、本審議会としては、指定ごみ袋制度は、ごみ減量施策として非常に効果的な制度であると考えますが、導入にあたっては、市民に対して説明会の開催や広報による周知など、丁寧な対応を求めます。

・ ごみ有料化制度について

ごみ袋の仕様のみを定める指定ごみ袋制度とは異なり、ごみ袋の価格に処理経費の一部を上乗せして排出者に負担を求めるごみ有料化制度については、指定ごみ袋制度よりもさらに減量を見込めると考えますが、市民に対して新たな負担を求める制度であることから、指定ごみ袋制度を導入したのち、さらに減量等を推進する必要性が生じた場合に検討すべきと考えます。